

令和3年6月18日

各（連合）町内会・自治会長 様

広島市安佐南区地域起こし推進課長

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

平素より区行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の本市における感染状況は、市民及び事業者の皆様の積極的な御協力によって改善傾向にあり、広島県に発出されていた「緊急事態宣言」は6月20日をもって解除されることが決定されました。

この度、本市における感染状況及び6月17日に広島県が策定した『「緊急事態宣言」解除後の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策』の内容を踏まえ、本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針を変更し、現行の措置を一部緩和しました。

本市主催のイベント等の開催については、引き続き、令和3年7月11日まで中止又は延期することとしましたので、各町内会・自治会の皆様におかれましても、この方針に準じた取扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、高齢者の方に健康づくり・介護予防等に継続して取り組んでいただくことが重要である一方、集中対策期間においては、感染拡大防止対策を最優先すべきと考え、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動につきましても、引き続き、この方針に準じて中止又は延期していただくようお願いします。高齢者いきいき活動ポイント事業のホームページにも同様の御案内を掲載しておりますので御参照ください。

今後、この方針が緩和されることがありましたら、その内容は本市ホームページや報道等において御確認いただきますようお願いいたします。

《広島市ホームページ》

広島市  (https://www.city.hiroshima.lg.jp)

- ・ 広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針について
くらし・手続き>医療・健康・衛生>感染症・難病・特定疾患>新型コロナウイルス感染症に関する情報>広島市主催のイベント、施設等>イベントの中止・延期
(https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/list2366-5274.html)
- ・ 高齢者いきいき活動ポイント事業
くらし・手続き>福祉・介護>高齢者>高齢者福祉>高齢者いきいき活動ポイント事業
(https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureiisha/6191.html)

問い合わせ先

【町内会・自治会に関する問い合わせ】

担当 安佐南区地域起こし推進課 松原
電話 (082) 831-4926

【高齢者いきいき活動ポイント事業】

担当 高齢福祉課 豊田
電話 (082) 504-2143

**「緊急事態宣言」解除後の広島県「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を踏まえた
本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の変更について**

広島県に現在発出されている「緊急事態宣言」は、感染状況の改善により6月20日をもって解除することが決定された。

本市においては、新型コロナウイルス感染者の直近1週間の10万人当たりの新規報告者数は、ステージⅣの水準から改善し、現在、ステージⅡの水準に達していることから、広島県の「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の内容を踏まえ、現行の措置を段階的に緩和することとし、標記方針を令和3年6月21日から下記のとおり変更し、その適用期間を同年7月11日までとする。

記

1 本市主催のイベント等※の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、広島県の「『緊急事態宣言』解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」の「4 イベント等の開催要件」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和2年11月30日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

本市所管施設は業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底した上で開館する。

ただし、20時以降開館している施設※については、開館時間を20時までに短縮する。

※ 20時以降の使用に係る許可を受けているなどキャンセルが困難な場合は、使用を認める。

『緊急事態宣言』解除後の新型コロナ感染
拡大防止集中対策の「4 イベント等の開
催要件」

4 イベント等の開催要件【法第24条第9項】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、対処方針とい
う。）の5（1）「イベントの開催条件」について、集中対策期間中、次のとおりとする。

《共通する事項》

6月18日から20日までを周知期間とし、6月21日以降のイベントについて適用
する。

※6月20日までの間にチケットが販売されたイベントについては、周知期間終了時点
までに販売されたチケットに限り、上記の要件を適用せず、チケットをキャンセル
不要と扱うこと。また、周知期間中及び周知期間終了後、開催要件を満たさないイ
ベントのチケットの新規販売は行わないこと。

なお、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるよ
うなイベントの開催を予定する場合の県への事前相談は、引き続き、実施する。

（1）広島市、東広島市及び廿日市市内におけるイベント等

下表における「収容定員に収容率（A）を乗じて算定した人数」と「人数上限（B）
による人数（5,000人）」のいずれか少ない方を限度とする。

併せて、営業時間を21時までに短縮することを働きかける。

（2）（1）以外の市町におけるイベント等

下表における「収容定員に収容率（A）を乗じて算定した人数」と「人数上限（B）
による人数」のいずれか少ない方を限度とする。

併せて、営業時間を21時までに短縮することを働きかける。

収容率（A）		人数上限（B）
<u>歓声・声援等が想定されない もの</u> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等） ・展示会 等	<u>歓声・声援等が想定される もの</u> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	（1）の地域 5,000人
		（2）の地域 5,000人又は収容定員 の50%以内（≤10,000 人）のいずれか大きい 方（※2）
100%以内 （収容定員がない場合は 十分な間隔）	50%以内 （収容定員がない 場合は十分な間隔）	
・変異株の流行を踏まえ、イベント主催者等に対してマスク常時着用、消毒、十分な 換気、3密の回避など感染防止対策の徹底とガイドライン遵守の要請 ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ ・「広島コロナお知らせQR」、接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 ・参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底		

※1 無観客で開催される催物等は、営業時間短縮の働きかけの対象としない。

具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

※2 緊急事態宣言解除後1か月程度の経過措置として、7月12日以降も継続する。